

第4回 双葉町津波被災地域復興小委員会 議事録

- 日 時：平成26年10月28日（火） 午後1時00分～午後3時00分
- 場 所：双葉町いわき事務所 2階大会議室
- 出席者：双葉町津波被災地域復興小委員会委員
事務局（双葉町復興推進課）

（参照：第4回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表）

1. 開会

【事務局 細澤 界】

では皆様、時間になりましたので、第4回双葉町津波被災地域復興小委員会を進めていきたいと思っております。私、復興推進課の細澤でございます。進行を進めさせていただきます。会議の開始に先立ちまして、資料の確認をよろしくお願いたします。お手元の資料といたしまして、本日の委員会の次第、資料といたしまして資料1と2、参考資料として前回の会議録の議事概要を準備させていただきましたので、ご確認のほどよろしくお願いたします。町側の出席につきましては町長以下お手元の座席表のとおりとなっております。さらに本日関係機関との連携を図るため、国の復興庁及び環境省、福島県の方々にご陪席いただいておりますのでご紹介いたします。

では会議のほうを進めていきたいと思っておりますので、委員会に先立ちまして町長から一言ご挨拶を申し上げます。

【伊澤 史朗 町長】

皆さんこんにちは。第4回双葉町津波被災地域復興小委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、第4回目の双葉町津波被災地域復興小委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。10月10日の前回から日をおかずしての開催にも関わらず、遠方の避難先からご参集いただき、お礼申し上げます。

昨日は町全体の復興の将来像を示した双葉町復興まちづくり長期ビジョンの中間報告のとりまとめが、復興推進委員会にて行われました。このビジョンの中でも両竹・浜野地区は、双葉町復興の先駆けとして位置づけられております。このビジョンを受けて両竹・浜野地区のより具体的な復興計画を策定し、双葉町復興の兆しを町民の目に見える形で発信していく必要があると考えております。

本日は、これまでの議論を踏まえて中間報告のとりまとめについて審議されるとお聞きしております。本日も委員の皆様方の闊達なご審議をいただきまして、委員会の開催へのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【事務局 細澤 界】

ありがとうございました。では早速でございますが、これから先の議事進行については長林委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【長林 久夫 委員長】

長林でございます。本日もよろしくお願いたします。

第4回の双葉町津波被災地域復興小委員会を開催させていただきます。町長のご挨拶にありましてとおり、10日に3回の小委員会を開催させていただきました。新たな土地利用の構想案についてご審議いただきました。その検討を受けまして、本委員会におきましては双葉町の津波被災地の復旧、復興事業の計画の中間報告を行いました。前回の委員会で、お諮りいたしました中でご意見を頂戴しまして、私のほうから中間報告の素案を作成して、16日でございますが、皆様のごところにご送付させていただいて、またご意見を頂戴したと。非常に期間の短いところ、ご意見を賜りましてありがとうございます。

本日でございますが、皆様からいただいたご意見を踏まえまして、成案をお手元にお届けしたところでございますので、この成案につきまして、中間報告としてご審議をお願いいたします。

前回は非公開の形で進めさせていただきました。今回は、運営要領になりますが、公開とし

を進めるということですので、公開をご了解いただきたいということですので、
それでは、はじめに事務局から中間報告の案でございますが、その構成、概要をお願いします。

【事務局 駒田 義誌】

では、事務局より資料のご説明をさせていただきます。復興推進課長の駒田です。お手元の資料 2、3、4 をご用意していただきましてご説明させていただきます。

資料 2 につきましては、すでに先ほど委員長のお話にありまして、事前に委員の皆様方のお手元にお配りをさせていただいたものを、委員からのご意見で修正したのになります。

ですので、詳細の説明については割愛させていただきますが、これまで 3 回にわたる審議の結果をどういう構成で反映したのかということについて私からご説明をさせていただければと思います。

まず資料 2 をおめくりいただきまして、冒頭に復興小委員会委員長の言葉ということで「中間報告にあたって」という言葉を入れてございます。この中では、この計画のタイトルに「津波被災地域復旧・復興事業計画」ということで元々この委員会の審議がスタートしたわけですが、両竹・浜野地区を対象とした復興計画であるということにより明確にするために、「両竹・浜野地区復興計画」というサブタイトルをつけるということも、ここの委員長の言葉の中で触れているところでございます。

めくりまして目次を見ていただければと思います。全部で 6 つの章に分かれております。

1 ページ目をお開きください。「計画の策定にあたって」ということで、こちらはこの計画の策定の目的、また策定の過程について記載をしております。策定の目的の中では、今回、大字両竹、中浜、中野という地区が避難指示解除準備区域とされたということ。そのため、インフラ復旧などの事業着手が可能となったこと、そのため町全体の復興に先立って、津波で甚大な被害を受けた両竹・浜野地区の復旧復興を進めるために津波災害に加えて原子力災害の影響を受けたこの地区の復旧復興と将来の土地利用のあり方を示すということで、この計画が策定されているという趣旨を書いております。

②の策定の過程ということで、昨年 10 月に第 1 回の委員会を開催し、これまで、本日を含めまして、4 回にわたって津波のシミュレーションの結果であるとか、津波被災地域の復興の基本的考え方、土地利用のあり方といったところをご議論いただいてきたという経緯を記載しております。今回は中間報告ということでありますので、今後、地区の住民の皆さんの意向調査、また説明を経まして、その結果も小委員会の中で改めて審議をした上で、本年度中に町全体の長期ビジョンと合わせて、この委員会として最終報告をまとめていくということの全体の今後の動きも含めた策定の過程を 1 ページ目に記載をしております。

右側 2 ページ目は復興の基本的考え方ということで、これは第 1 回の資料から時点修正したのになります。すでに皆様ご承知の部分かと思いますが、両竹・浜野地区の震災前の概要、次の 3 ページに今回の東日本大震災による被害の概要を整理しております。

4 ページ目に津波の再現シミュレーションの結果ということで 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の津波がどういう形で襲ったのかということをも改めて再計算した結果をお示ししております。浸水範囲が 268ha、特に浸水深が 2m 以上という部分は 141ha ということで、かなりの津波の被害があったということ整理しております。

5 ページ目につきましては、昨年の 5 月に行われた区域見直しの結果を書いております。なお、この中で両竹・浜野地区のみを先行して避難指示を解除することはあってはならないということは第一次の復興まちづくり計画にも記載をされておりますので、この点はこの復興計画を議論する上でも前提であるということで、ここは改めて再掲をさせていただいております。

6 ページ目は、海岸堤防を県で復旧計画を立てております。その復旧計画がなされたときに津波が今後同じ規模で発生した場合にどうなるのかという結果、これが今後の復興計画の策定の前提となりますので、その結果をご紹介します。6 ページ目に津波シミュレーションの結果ということで、大幅に津波のリスクが低減されるということを先ほどの 4 ページとの対比で、わかるような形で記載しております。

7 ページ目にその結果ということで、東日本大震災の津波と今回の堤防を 1m 嵩上げた後に、どのように津波のリスクが減るのかということを示した数字で表したのになります。浸水範囲が 6 割に減少すること、うち、浸水深 2m 以上というこの枠で囲ってある建物に甚大な被害を及ぼすような津波の被害のエリアが約 4 割減少するという、大幅に減少するということがわかったという結果を記載しております。こちらについては前回の委員会でもご説明したとお

りでございます。

8 ページ目にそれを受けた土地利用の基本的な考え方ということで、再び津波が襲来したときに津波のリスクが残るのかどうなのかということがこの地域の復興を考える上で大きなポイントになってまいりますので、その結果を表としてまとめてございます。その中で、中浜及び中野の海側につきましては津波リスクが想定されるので、住宅の再建は推奨できない。住宅以外の土地利用を図っていくということ。中野地区については津波リスクが少なくなることと一団の土地が広がっていること踏まえて産業用途への転換を図っていくということ。両竹地区については多少津波のリスクが残るものの、津波リスクは大幅に軽減されるので、住民の意向を踏まえて住宅再建できる余地を残しつつも、新たな土地利用の選択肢を設けていくという基本的な考え方を改めて記載してございます。こちらは前回ご審議いただいたものを記載してございます。

9 ページ目に両竹・浜野地区の復興の基本的考え方ということで、これまでの津波被災地域復興小委員会、3回にわたる委員会が出されましたご意見を上側に整理をしてございます。両竹・浜野地区の特性ということのご意見、また今回の地震、津波、原子力災害の教訓をしっかり残すべきというご意見、またこの地区に準備区域ということ捉えて新たな産業を誘致していく取り組みをしていくべきだというご意見。一方で、海浜公園をはじめとした海辺の風景の復活を果たしていくべきだというご意見をいただいております。

これを踏まえて、また双葉町復興まちづくり長期ビジョンということで、町全体の長期ビジョンの議論を双葉町復興推進委員会のほうでしております。昨日、中間報告の案についてご議論いただき、修正を含めてとりまとめがなされたところでございます。そこの中の考え方が9ページの下の方に書いてあります。その中で、この両竹・浜野地区に関しましては、復興着手期ということで、まず先に復興させるという取り組みをこの地区からスタートして、双葉町の復興の兆しを目に見える形で発信していくということ。避難指示解除準備区域のうち、津波のリスクが少なくなるエリアを対象として復興産業拠点を段階的に整備していくということ。海岸堤防を整備してもなお高い津波リスクが残る沿岸部については防災林や復興祈念公園の整備など、かつての海辺の風景を再現して、双葉町の風景を取り戻していくということ。海岸堤防を整備しても一定の津波リスクが残る両竹地区を中心としたエリアは、荒廃した農地再生のモデルとして、太陽光、また太陽光以外の選択肢として植物工場の誘致を含めて検討していくという、大きな方向性が町全体の長期ビジョンの中でもうたわれております。こうした点を踏まえて、双葉町の復興のさきがけとして、両竹・浜野地区を再生していくということがこの計画の大きな目的という形になってございます。

10 ページ、11 ページ目はまちづくりの長期ビジョンということで、双葉町復興推進委員会でも議論されている内容を紹介してございます。

12 ページが土地利用の構想と復興事業の案ということで、この両竹・浜野につきまして、ここを双葉町の復興のさきがけとしていくためにどういう土地利用の事業を展開していくのかということが書いてあります。

12 ページと次の13 ページを見比べながら見ていただきたいと思います。まずAとして、中浜及び中野の沿岸に海岸堤防、海岸防災林を整備していく。

B といまして、前田川の南側を中心として津波リスクが残る部分について、復興祈念公園、これは国営復興祈念施設と県営公園になるわけですが、その整備を福島県に対して要望していくということを掲げております。なお、前回の委員会の資料では復興祈念公園の部分が海側にかかっておりませんでした。やはり復興祈念公園という、地震・津波災害という部分を考慮すると海側まで含めた形で公園エリアとしていくほうが、より復興祈念公園の趣旨、コンセプトが明確になるということから、Bのエリアを双葉海浜公園があったエリアに全体を広げるような形で今回は計画書のほうに盛り込んでございます。

C として復興産業拠点という形で掲げているのが、これがまさにこれからの廃炉、除染、インフラ復旧といったものに従事する事業所の誘致を図り、最終的にここを廃炉、研究開発、新産業の集積地として町の産業再生の拠点としていくというエリアとして位置づけております。

D として、再生可能エネルギー、農業再生モデルゾーンということで、これは太陽光発電に関する動向を見極めながらということになりますが、再生可能エネルギーである太陽光発電基地の誘致を図ること、また営農再開希望の意向を踏まえながら、植物工場などを含めた農業再生のモデル拠点としての利用について検討していくことを掲げております。

さらにこうした A、B、C、D の土地利用を実施していく上で、道路の整備が不可欠になりますので、復興シンボル軸としての道路の整備。

また、この委員会の中でも墓地の取り扱いについてご意見をいただいております。墓地の取り扱いにつきましては、町の長期ビジョンの中でも復興着手期という早い段階で共同墓地の整備を進めるということにされておりますので、後ほどご案内する住民意向調査の中に墓地の調査の項目も入れまして、そのご意向を踏まえながら、この地区だけでなく、町全体の課題として共同墓地の整備を進めていくということを記載してございます。

続きまして 14 ページになりますが、今後の検討課題ということで、前回の委員会でご説明させていただきました海岸防災林、復興祈念公園、復興産業拠点、農業再生モデル事業、太陽光発電基地、道路交通網整備といった項目について、これを実現していく上でどういう課題があるかということを整理して記載してございます。

15 ページが復興事業の進め方ということで、本事業の実施は住民皆さんの合意形成がまず前提であるということ。そのため、すべての事業の実施に先立って、まず土地利用計画についての合意形成を進めていくということ。その上で除染をまずしなければいけませんので、国の直轄除染は平成 27 年度までに終了することになっておりますので、それを前提として、それぞれの事業の予定を 15 ページ、16 ページに記載してございます。この内容につきましては前回説明した中身を整理して記載してございます。例えば海岸堤防につきましては、県のほうで平成 30 年度の完成を目指しております。海岸防災林については平成 32 年度の完成を目指しております。その他の事業につきましても状況を見ながら、具体的な計画、設計、用地買収といった手続きに入っていくという流れを整理して記載してございます。

17 ページになりますが、計画のとりまとめに向けてということで、あくまでもこれは中間報告でありますので、これが復興推進委員会の委員長及び町長に提出された後、まず両竹・浜野地区に居住されていた方々に説明会、意向調査というものを行いまして、住民の皆様のご意見、ご意向をお伺いする。その上で、この小委員会での結果をご審議いただいた上で、町全体の復興まちづくり長期ビジョンの検討結果に合わせて、今年度中に最終報告を復興推進委員会の委員長及び町長に提出していただく。その後、最終的な計画として決定されるという大きなプロセスを記載してございます。

あとは、資料 3 ということで、今回の大部にわたる報告書のうち、概要ということで A3、1 枚に整理をさせていただきました。左側に津波シミュレーションの結果、右側に土地利用計画案ということで、先ほどご説明した報告書の中から特に重要となる部分を抜き出して記載をして概要版を作成してございます。

資料 4 につきましては、委員の皆様方に事前にお配りした素案に対していただいたご意見を整理してございます。事務局からの説明は以上でございます。

2. 議事

(1) 双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画の中間報告について

【長林 久夫 委員長】

ご苦労さまでございました。ただいまご紹介いただきました修正案といいますが、概ね前回お示したところでございますが、ご意見を踏まえて直させていただいたところでございます。

私のほうから、委員の皆様からいただいたご意見を案の中にどのように反映したかというのを説明したいと思います。先ほどご紹介いただきました資料 4 をご覧になっていただくと、齊藤副委員長からは、巨大な災害というもの、それから原子力災害の甚大な被害があったということで、記念碑を作られたらどうか。それから、荒木委員に関しましては、何といたっても在りし日の住居の位置とか、そういうものを何か銘板のように後世に遺せるものがあつたらよろしいのではないかと。それから平岩委員のところでございますが、津波が来た履歴やマップの看板を作ってはどうか。また、やはり墓地のお話が重点的にいただいております。地元の墓地づくりは非常に大事である。増田委員からは専門的なお話がございまして、実際の現地での学会等の継続と津波のシミュレーションの結果との一致であるとか、そういった語句の訂正もございましたが、最後には、津波被災地に対して事業展開するにあたっては専門家を含めた企業誘致とか、申請の支援、経営のコンサルティングが必要ではないでしょうか等のご意見がございました。

それを受けまして、この報告書の中間のとりまとめでございますが、齊藤副委員長につつま

しては祈念公園の中に記念碑というご意見がございましたが、12 ページをご覧になっていただきますと、震災公園の中に原発事故からの復興を記念した記念碑の設置という表現を盛り込んでございます。

また荒木委員につきましては、在りし日の住居の位置等の掲示物というご意見でございました。直接施設ごとを表示するのは難しいということもございますが、復興祈念公園の中にモニュメントとして何か残せるものがよろしいだろうということで、12 ページに同じく被災地の在りし日の姿を記したモニュメントの設置という言葉盛り込ませていただきました。

また平岩委員から前回もご発言いただきましたが、これはすでに本文の中で反映させていただいてございます。

また増田委員につきましては技術的部分でありまして、それも反映させまして、事務局からその点につきましてはご回答をいたしましたところでございます。これが修正の内容でございます。

それでは、これから少し時間を取りまして、皆様からいただいたご意見、またその後、新たに修正された分をご覧になっていただいて、もう少し突っ込んで検討したほうが良いという点があればご意見を頂戴したいと思います。どうぞご意見をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

【吉田 正志 委員】

土地利用計画のほうで、森林ゾーンですか、緑地ゾーンで、13 ページにもあるように、双葉と浪江で入り組んでいるんですね。こういうやり方をするのではなくて、例えば浪江町と協調して、こんな変な形ではなくて、真っ直ぐにするとか、そういったことをやったほうが良いのではないかと思います。ほかの町と協調すべきだと思います。

それと、自分のことなのですが、自分の会社に浪江町、両竹の住民がいます。そちらのほうは土地の買い取りが始まっているという話を聞いたので、双葉はどうなのかということと、あと、住民説明会をやるといっていますが、この中野、中浜、両竹の土地というのは浪江の住民の土地も結構あると思うんです。そういった人も含めて説明会をやるべきではないか。

もう1点ですが、実は私の女房も亡くなった一人なのですが、記念碑もそうなのですが、慰霊碑もできれば作ってほしい。今6号線の脇に双葉町の慰霊碑を作っているのですが、私はあそこに行くたびに双葉町の慰霊碑と浪江町の慰霊碑は必ず寄るんです。残念なことに双葉町はほとんど花があがってないんです。私はいつもあげてくるのですが、浪江の慰霊碑をみるとものすごい花や供物があがっているんです。なぜこんなに違うのか。これはやはり場所だと思えます。だから、祈念公園を作るにあたって、できれば、慰霊碑もそちらのほうに作ってもらえればと思います。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。いくつか事務局のほうにお尋ねしなければいけないことがあります。慰霊碑等の話ですね。モニュメントの中に含めたらいかがかというご意見がございました。関連して何かございますか。ご要望でございますので、ご検討いただくということでしょうか。

今、この計画にあたって双葉と浪江の境界が非常に入り組んでいるということと、説明の過程をどのようにするのか。その点の方向性、事務局からお答えできる場所がありましたらお願いします。

【事務局 駒田 義誌】

まず浪江との関係ですが、浪江町役場と議論はしておりまして、その過程の中で、防災林のエリアですが、浪江町も中浜については、幅200mぐらいで防災林を整備するという計画になっています。そういう意味では浪江からつながる形で防災林の整備はなされることとなります。ただ、浪江と同じ幅で整備すると、双葉の中浜だけ中途半端に余ってしまうという言い方は悪いのですが、左手のほうの飛び出ている部分が若干直線で下りてくるとかからないものですから、やはり町境で見たときに、ここだけ中途半端な土地を残されるとなかなか利用価値というのが難しいということで、県と協議をしているところですが、双葉、中浜についてはここ全体を防災林として整備して、町全体として土地の有効活用ができるようにという形にはしていかかと思っています。全体の流れとしては、浪江の沿岸部は防災林ということの計画で進んでおりますので、そことの一体性はある程度確保できるようにしてあります。

あと、浪江町で土地の買い取りが始まっているという件ですが、浪江町のほうで始まってい

る土地の買い取りというのは防災集団移転事業ということで、浪江は町内の中に請戸で被災された方々の住宅団地を町で造成しています。防災集団移転事業というのは安全なところに住宅地を造成した際に、もともと住んでいた土地を町で買い取りをして、その買い取った原資で新しい住宅団地の土地を買えるようにするという枠組みで土地利用を進めています。その事業を進めるために、今浪江町のほうで被災した宅地の買い取りを進めているという状況にあると聞いております。

双葉町の場合についても同様の事業実施可能性を追求させていただいていたところではあるのですが、意向調査の結果等を踏まえても、この両竹・浜野の中に住宅団地を作ったところどこまでの方のご希望があるのかといわれると、なかなか厳しいのが現実としてあるのではないかと。その一方で、皆様方、津波で被災した方々の中には、やはり宅地についてある程度ほかの集団移転地のような買い取りというご意見があるというのも聞いております。そういった中で、この土地利用計画案を議論していく中で、海岸防災林ということの整備が採択されれば、海岸防災林の事業として用地の取得、これは県の事業になりますが、進めていくという形になりますので、まず地区の皆様のご理解を得て、ここでこういう事業をやっているということになれば、事業ごとに採択をして、それにのっとって土地の価格を算定して、それぞれの主体で土地の買い取りをしていくということになるので、浪江町のケースと実施主体が異なるということで、それに伴って若干進捗というか、進め方も変わってくるということをご理解いただければと思います。

【長林 久夫 委員長】

よろしいでしょうか。あと、吉田委員の言われた慰霊碑の件でございますが、12ページをお開きいただきたいのですが、Bの復興祈念公園でございますが、具体的に言うと2行目、「復興祈念公園には、震災、原発からの復興を記念した記念碑や、在りし日の姿を記したモニュメント」ということで、具体にはここに慰霊碑も入れたほうがよろしいのかどうかということでしょうか。それともほかの方法があるか。ご意見をいただきたいと思っております。

記念碑という位置づけは慰霊の意味も含めてということになりますか。それはどのように考えたらよろしいでしょうか。

【事務局 駒田 義誌】

その部分はこれから公園自体をどう整備していくのかということをお話しているところを、地区の皆様と議論する場が必要だと思うので、齊藤副委員長の話は記念碑というのはこういうことがあったということをお話するものだというご意見だと思いますし、それと慰霊碑は、意味合いが違う部分があると思うので、委員会として慰霊碑ということであればここに入れるというのは自然な流れかと思っております。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。ありがとうございました。

【事務局 駒田 義誌】

先ほど説明会に浪江の地権者をどうするかというお話をいただいた件、ここは実は私たちも悩んでいるところでありまして、事業を実際やるとなれば、当然地権者なので、浪江で土地を持っている方にもお声掛けをして説明をしたほうが良いと思っています。一方で、まずこの復興計画というのは両竹・浜野自体をどういう形にしていくのかという計画になるので、その段階では、まず住んでいらっしゃる方にお集まりいただいて、住んでいた方のご理解を得た上で、次のステップとして事業に移る段階で地権者の方という形で議論を進めていくほうがよろしいのかなと思ったのですが、その点を含めてご議論いただければと思います。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。1つは、慰霊碑の話ですが、例えば案としては、この委員会として、記念碑や慰霊碑、被災地の在りし日の姿を記したモニュメントということも可能ですが、いかがでしょうか。ご意見いただけたら。

申し訳ないですが、私は慰霊碑のところは行ったことがないのですが、場所的にはどの辺にあるのですか。6号線沿いですか。そうすると、海辺の公園近くにあるというのは非常に適切ですね。いかがでしょうか。記念碑に慰霊碑はちょっとあれですね。もしご希望であれば、ここに慰霊碑と書かないと人が行かないということですね。関連の皆様のご意見があれば。

【菅本 洋 副委員長】

できれば私は、吉田委員から意見がありましたが、復興公園の中に慰霊碑もぜひとも作って

いただきたいと思います。そうすることによって皆さんがこの地域に行ったときに、遠慮なしに来られると思うんです。私どもは浜野地区、両竹地区の人ばかりが眠っているわけではないので、唯一、慰霊碑があれば、この公園にも皆さんが足を運んでくるのではないかと思います。ですので、ぜひともこの中に復興の足掛かりとしても、慰霊碑というのはぜひとも公園に作っていただければ私は思っています。

【長林 久夫 委員長】

齊藤副委員長も記念碑というお話がありました。

それでは、この文言の中に、「記念碑と慰霊碑、被災地の在りし日の姿」という形に修正させていただきます。ありがとうございました。

それから、もう一点ご提案がございましたが、この計画の説明会に地区に関連する浪江の人たちも入れてはいかかかというご提案がございましたが、この点に関して、これは菅本副委員長のほうが関連されていますか。

【菅本 洋 副委員長】

その点について、私も浪江の方と行政区長のほうといろいろと話を進めてはいるんです。浪江の方とお話をするというのは第2段階の段階ではないかと思うんです。第1段階として地区住民の説明会をやって、その後、結局地区住民の合意を得ないということが前提でございますから、それをやった上で浪江の方とも合同でやってもいいと。また別々にやってもいいということではないかと思うんです。私はその方向のほうが一番ベターではないかと思うんです。そのようなことでよろしいですか。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。それでは、地区住民を先に説明会を開催するというご意見をお願いしたいと思います。

そのほかございましたらお願いいたします。

私、言葉で直していただきたいところがあって、7 ページの一番下の津波リスクというのは非常にわかりやすいのですが、最後のポチのところ、下から2行目に、「完全に津波リスクを防ぐ。」津波リスクは防げないので、例えば津波リスクという言葉を使うのだったら排除するとか。もしくは津波を防ぐという言葉は誤解を招くので、津波リスクを入れるのだったら完全に排除することは難しくということですね。それから最後のところは津波リスクを防いでいくのではなくて、津波リスクを低減させていくという、その言葉が適切ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

全体を通じていかがでございましょうか。だいたいご議論いただいて、委員の先生方のご意見もこの中に入れさせていただきます。

【久米田 武雄 委員】

両竹地区ですが、私もあまりよくわからないのですが、バイオエネルギーのことですよ。太陽光が駄目であればバイオ燃料ですか。この下のほうで試験的に始まっているところがありますよね。どういふものか私は詳しくはわからないのですが、そういったようなものも取り上げてどんなものかなと。どういふものなのかなというのも取り上げてみたらどうかと思います。

あと、この場でお話をしているかちょっと疑問なのですが、両竹地区は荒れ果てたところに仮設トイレがあるのですが、ちょっと気持ち悪くて、恐ろしくて、どうしても我慢できないからやるんだと思うけれど、利用しづらいという話も聞いています。両竹にまだ作って間もない公民館があるので、そこを安心して使用できるトイレ、また休息できる公民館を復旧といいますか、再建というか設けたらどうか。と。私個人の考えなのですが。ここは駐車場も今ガレキでいっぱいなのですが、駐車場をちゃんと整備して、要するに復興の第一歩として公民館を復旧したらどうかという考えです。この場で話してよかったのかと思ったのですが。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。ありがとうございました。2つご意見を頂戴いたしましたが、1つには、太陽光は12ページのところがございますが、再生可能エネルギーと農業再生モデルゾーンということで現在は非常に不透明な状況があるということで、太陽光に関する動向を見極めながらということのほか、再生可能エネルギーという視点に立てば、ほかの方法もあるだろうというご提案でございます。

【久米田 武雄 委員】

私、行っているんだけど、手を洗う場所もないんだよね。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。それはまた後ほど話をしたいと思います。そうすると、このDの中にもう少し別な意向をしたいのか、これは事務局、前回のお話ですと、とりあえず実現する可能性のあるものということで、太陽光を基盤に置きたいというお話で考えたというお話でしたね。これを進めるのですが、その中の2次的もしくはそれに代替の案をどうように盛り込めるかというご意見だと思います。表記すると表現としてはどんな表現があるか、ご提案があれば。

【事務局 駒田 義誌】

1 つは、バイオエネルギーの部分を我々も勉強させていただいたのですが、なかなかこの地区も厳しいという問題もありまして、その意味では、まず太陽光という形を追求したらどうかというのが1つの今回の提案になります。ただ一方で、そういう新しい再生可能エネルギーの要素というのも当然大事だと思うので、今、ここだと太陽光発電基地と単独でしか書いてないので、例えば「等」を入れるとか、少しほかの要素も含めて読めるような言葉を入れておいて、「等」の中はバイオがいいのか、藻とか、別のもの、そこはもう少しいろいろ勉強を重ねながら具体的な中身を詰めていくという形にするということも今のご意見を受けてあり得るのかと思いますが、いかがでしょうか。

【長林 久夫 委員長】

恐らく、「等」を入れておいたほうが、次の展開もあるというふうにはみていただけますかね。

【久米田 武雄 委員】

太陽光は駄目なんですか。

【長林 久夫 委員長】

駄目という方向はまだ決まってはいなくて、とりあえずは予約といいますか、その契約は中止しているという。

【久米田 武雄 委員】

駄目という可能性があるということですか。

【長林 久夫 委員長】

それはまたこれから、事務局としてはこれを追求していきたいというお話でございます。

【齊藤 六郎 副委員長】

太陽光発電についてですが、国のほうでどういう考えをしているのか、今議論をしているところなのですが、こういう災害に遭った地域としては、ぜひお願いしたいということで、復興庁にお願いという形で要望をしてはいかがでしょうか。

【長林 久夫 委員長】

強く要望するということですね。そういう意味合いもあって事務局は1番目に、濁った形ではなくて、「基地の誘致を図る」というふうには書かれているのですが、この委員会としてはいかがでしょうか。「等」を入れるということによろしいですか。

【事務局 駒田 義誌】

その意味では、太陽光というのは非常に明示しておいたほうが、これから国などと交渉していく上でも1つ大きなポイントだとは思いますが、先ほど申し上げたように、ほかの部分もこれからどういう技術が出てくるかもわからないので、少しいろいろな余地を残しておくという意味の言葉を入れておくというのは、今の委員のご趣旨にかなうかと思います。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。ありがとうございました。それでは、その状況も踏まえまして、ここにきちんと。あと、文言につきましては事務局、私どもにお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

【菅本 洋 副委員長】

両竹地区の地図を見ると、点線になっているところは結局田んぼとか、住宅地域も入っているのですが、この山の土を造成しまして、そこに何か持ってくるということはできないでしょうか。というのは、結局この土を、これは山なのですが、唯一浜野・両竹地区で山があるというのはここだけなんですよね。この土を、結局再生可能エネルギーのエリアの中にも組み入れてもいいし、復興産業の拠点として作る場合、嵩上げしなければならないでしょうから、その土をここから持ってくることによって相当のいろいろなものが出てくるのではないかと。これを造成することによって、後に住宅を作る可能性も出てきてもいいのではないかと。やがて。そういうことも一応考えるべきではないかなと私は思うんです。これ、もったいないです。これだ

けの山があって、そのままにしておくというのは、この利用法としては、そういう方向性を持ったほうがいいのかという案です。復興産業拠点と同じ面積ぐらいあるんですよね、この土地がね。この土地をそのままにしておくのは、私はもったいないと。この際だから、ここを何とか生かす方法も、後々のことを考えれば必要だろうと私は思います。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。ご意見でございますので、将来計画を含めた中でご検討いただくということに。ゾーニングのところがメインになるかと思っておりますので、まずは方向性決めてやっていただくと。ありがとうございました。

それから、先ほど久米田委員が言われた公民館のお話でしたが、それは個別の問題ですので、お答えできればお願いしたいと思います。

【松本 信英 住民生活課長】

住民生活課長の松本です。今、久米田委員からありました公民館の利用ですが、今環境省のほうで公民館の脇にある災害廃棄物は12月からということで作業スケジュールが組まれています。公民館の利用といいますか、確かに今仮設トイレは置かせてもらっていますが、仮設トイレも清掃は定期的に行われています。ただ、怖いというか、建物の中といっても、水の関係もございませぬ。電気がくることはわかっているのですが、水ということで、それがすぐには対応できない。とりあえず仮設トイレを、ガレキ、産業廃棄物が移行した後に、公民館の隣にトイレをまた移動する、今考えられるのはこのぐらいかなと思っております。現状でお話ししましたが、ご理解いただきたいと思っております。

【久米田 武雄 委員】

水の場合は、上水ではなくて、地下水が結構あの近くにもあるんだよね。地下水を利用したらどうかと思うのですが。上水を使う前は地下水を使っていた。両竹あたりの地下水は線量の問題ないのかね。

【菅本 洋 副委員長】

浪江の人たちも言っているんですね。自宅に一時立ち入りした場合に、地下水の水を汲んで来てほしいと。それを国のほうに頼んで、放射性物質が入っているか、入っていないか。今原発を止めているものですから、その水がどこに流れていくかわからない状態ですが、それは前から私もお願いしてやっているんです。ただ、それがやっているかどうか、まだ確認はしていません。できればそういう方向で、ぜひとも安全になれば、それが必要だろうという説明は、説明といいますか、依頼といいますか、それは浪江の方をお願いをしておきました。何をやるにも段取りが大切なので、そのことは一応浪江の行政区長のほうをお願いをしておきました。

【久米田 武雄 委員】

農業の町だから、前田川の水の線量も部分的に測ってもらうといいね。

【長林 久夫 委員長】

恐らく環境省のほうではかなりの地点を定点的に測っていると思われませぬ。それは別途、町等からご報告いただければよろしいのではないかと思います。

【久米田 武雄 委員】

大丈夫であれば川から水を汲んできて利用するから。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。どうもありがとうございました。

【齊藤 六郎 副委員長】

今、公民館のお話が出ましたが、ぜひあそこを何とか活用できるような方向で考えていただきたいと思っております。あそこで作業される方が休憩所とされてもいいだろうし、また我々が帰ったときに休める場所であってしかるべきかなと思っております。一応公民館担当の今泉課長さんには、だいぶ津波も上がって、畳もかなりやられていますので、改修の方向で考えていただけませぬかということをお願いをしておきました。そういうことで、ひとつ、まだ活用できると思っておりますので、活用する方向でお願いしたいと。以上です。

【長林 久夫 委員長】

どうもありがとうございました。それでは、中間報告のとりまとめでございますが、そのほか、この内容につきましてご意見いかがでしょうか。

それでは、今とりまとめた方向で修正の点を事務局に確認したいと思っておりますが、この方向でよろしいでしょうか。事務局に修正点を確認したいと思うのですが、よろしく申し上げます。

【事務局 駒田 義誌】

7ページのところに長林委員長からお話のありました下段3行につきまして、「道路の嵩上げ、いわゆる二線堤は一定の効果はあるものの、当該地域において津波リスクを完全に排除することは難しく、将来にわたって土地利用のゾーニング、利用区分によって津波リスクを軽減させていくことが効果的と考えられます。」という形に修正するというのが1点目と理解しております。

2点目ですが、12ページになりますが、Bの復興祈念公園のところ、2行目になりますが、「復興祈念公園には、震災、原発事故からの復興を記念した記念碑と慰霊碑、在りし日の姿を記したモニュメントの設置を求めます」ということで、慰霊碑という言葉を入れます。

あと、Dの再生可能エネルギー、モデルゾーンのところ、「再生可能エネルギーである太陽光発電基地の誘致」とあるのを、「太陽光発電基地等」ということで、ほかの再生可能エネルギーの部分の選択肢も残るということを明示的にするために「等」を入れさせていただきます。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。ただいま事務局から修正点を確認していただきました。この修正点をもって中間報告とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご異議ございませんので、このとおりに報告させていただきます。

それでは、ただいまの修正箇所を反映して、町長、それから復興委員会の委員長に中間報告をさせていただきます。町長には両竹、浜野地区の住民の皆さんに対して中間報告の説明会を開催していただくとともに、両地区の全世帯を対象として具体的な意向調査を実施されるようお願いいたしますところがございます。その結果をまた小委員会にご報告をお願いいたします。

中間報告につきましては、近日中に私から町長、委員長に文書をもって報告させていただきます。ありがとうございます。

それでは、中間報告のとりまとめをいただきましたので、町長からご挨拶をお願いいたしますと思います。

【伊澤 史朗 町長】

委員の皆様方には昨年10月から双葉町津波被災地域復旧復興事業計画の策定に向けまして精力的なご審議をいただきまして、ここに中間報告のとりまとめに至りましたことに改めてお礼申し上げます。

津波被災後、原子力災害という過去に例のない困難な環境の中で、ふるさとの復旧復興に向けたご議論をいただき、町全体の復興のさきがけとして両竹・浜野地区の復興の姿を具体化していただきました。この地区の皆さんには、今年の区域見直しの際には避難指示解除準備区域となり、大変ご苦勞をおかけしました。しかし、町の約4%の土地ではありますが、避難指示解除準備区域とされた両竹・浜野地区を起点として双葉町の復興を果たしていきたいと考えております。そうした具体的な形が今回の中間報告から見えてくるのではないかと考えております。

さきの委員会でも、委員からのご指摘がありましたとおり、この計画を実現していくためには地区の皆さんの合意形成が不可欠です。合意形成がなされないうちに、国、県の復興事業が実施されることはありません。委員長からのご要請があったとおり、来月にはこの中間報告を地区の皆様様に配布し、意向調査の実施とともに、説明会の開催も考えたいと思っております。

両区長をはじめ、委員の皆様には地区の代表者の立場としてこの計画の住民の合意形成に向けてご協力を賜りますよう私からもお願いを申し上げます。この構想を実現するためには解決しなければならない多くの課題があります。この課題の解決に向けて、私としましても関係機関への働きかけを一層強めてまいります。

最後に、これまで中間報告に向けて委員の皆様方のご尽力に感謝を申し上げますと同時に、今後も委員会の運営にあたりご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。本日は本当にお疲れさまでした。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。

引き続きまして、今後の予定でございます。事務局からご説明お願いいたします。

【事務局 細澤 界】

お疲れさまでございます。中間報告をまとめるにあたり、委員の皆様には多くのご意見等を

いただきましてまことにありがとうございました。中間報告につきましては、双葉町議会に報告した後、とりまとめられました町全体の復興ビジョンである双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告とともに、両竹、浜野地区の住民の皆様にご意向調査の調査票と合わせて配布させていただく予定でございます。また来月には地区住民を対象としました説明会を開催したいと考えております。

中間報告に掲げました内容を実行していく上では、先ほどの挨拶のとおり、住民の合意形成は欠かせませんので、委員の方々には関係者としても今後ご協力いただくことになるかと思っておりますので、併せてよろしくお願ひしいたいところでございます。

なお、今後の委員会の予定でございますが、この後、意向調査を行う予定ですので、意向調査のとりまとめを進めると同時に、関係機関との調整を踏まえまして、年明けに改めて委員会を開催したいと考えております。意向調査の結果の報告とあわせて双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画の最終報告書としてとりまとめをお願ひしいたいと考えておりますので、その際もぜひともよろしくお願ひしいたいと思ひます。以上でございます。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。それでは、1 番の議題はすべて終了でございます。その他に関わりまして多少時間がござひますので、今事務局からご説明いただきました意向調査、また住民説明会でござひますが、やり方について何かご要望、ご意見があればお伺ひしておきたいと思ひうのですが、いかがでしょうか。何かありましたら。地区の中で、先ほど浪江の方のお話もありましたが、まずは町内ということで。

【菅本 洋 副委員長】

意向調査に関しては、これを進める上でぜひとも合意というか、ご理解をいただかなければならないということで、ここにいる委員の方にも、ご協力をお願ひできるような、合意ができるような体制をひとつ皆さんで考えようと思ひます。そしてまた協力していこうと思ひます。その気持ちがやはり一番大切ではないかなと思ひます。そのために、私も現在も浪江の方たちとはいろいろな方面で話を進めております。合意できるような体制をスムーズにいくような方向にしたいと思ひております。これがないと、双葉町の場合、これが発展に対して、やがて、例えば線量がだいぶ低くなってきている地域が、やがて何年か後には準備区域と、もしなつた場合、そういうことも踏まえて、やはり町の発展があつて我々があるということなので、ぜひともその辺のご協力をお願ひしいたいということでござひます。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。齊藤副委員長、何かござひますか。

【齊藤 六郎 副委員長】

特にありません。

4. 閉会

【長林 久夫 委員長】

よろしいですか。わかりました。

今ご意見がありましたように、今後、住民説明会等もござひますので、ぜひ委員の皆様にも説明会にご参加していただひて、ご協力を賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、そのほか、委員の先生方からあればお受けしますが、よろしいですか。

それでは、本日の第4回でござひますが、双葉町津波被災地域復興小委員会の議事はすべて終了でございます。ご協力どうもありがとうございました。

以上

第4回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表

(敬称略)

1 日時 平成26年10月28日(火)
13:00~15:30
2 場所 双葉町いわき事務所 2階大会議室

菅本 長林 齊藤
洋 久夫 六郎

課長 駒田 義誌	事務局 (復興推進課)	町長 伊澤 史朗	荒木 茂
課長補佐 細澤 界		副町長 半澤 浩司	
主任主査 橋本 靖治			
副主査 山下 明弘	事務局 (復興推進課)	総括参事 武内 裕美	吉田 正志
主事 西牧 孝幸		総務課長 舶来 丈夫	
支援員 米山 治介			
支援員 山中 啓稔	産業建設課長 猪狩 浩		
支援員 由波 大樹	事務局	住民生活課長 松本 信英	
支援員 小山 勲			

久米田 武雄	復興庁 石川 義浩 参事官補佐
	復興庁 福島復興局 仙波 靖 参事官 復興庁 福島復興局 須田 亨 参事官補佐
新家 陽子	福島県 まちづくり推進課 上田 亨 主幹 福島県 避難地域復興課 駐在員 熊坂 雅彦 副課長(双葉町担当) 福島県 相双建設事務所 企画調査課 芳賀 英幸 課長
	福島県 相双建設事務所 企画調査課 菊地 和良 係長 福島県 相双農林事務所 地域農林企画課 佐藤 健一 主査